※ページ番号は、それぞれ修正後の特定個人情報保護評価書におけるものである。

## 1 (1) 第8回特定個人情報保護評価部会における意見

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	Ⅱ特定個人情報ファ	17~21	委託事項によっ	委託事項1	全ての記載を以下のとおりそろえる。
	イルの概要 4.特		て取扱いに異な	「委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託	「再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリ
	定個人情報ファイル		る点がないにも	先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対す	ティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な
	の取扱いの委託 ⑧		関わらず記載内	る監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。」	理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再
	再委託の許諾方法		容が異なってい	委託事項2~9	委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委
			ることがある。	「再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を	託できる。」
				行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理	
				体制を確認した上で許諾している。」	
固定資産		13~18			
税・都市計				「委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託	
画税				  先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対す	
				   る監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。」	
				委託事項 2 ~8	
				  「再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を	
				- 行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理	
				体制を確認した上で許諾している。」	
介護保険		11,45,70			
		,72,95,		(2)認定ファイル 委託事項 1	
		120		、 / (3)受給ファイル 委託事項 1 、委託事項 4	
				(4)給付ファイル 委託事項 1	
				(5)賦課・収滞納ファイル 委託事項1	
				、グライス (1) 「委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託	
				先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対す	
				る監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。」	

評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
Ⅲ特定個人情報ファ	40	長期的な再委託	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け
イルの取扱いプロセ		において、再委	負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協	負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協
スにおけるリスク対		託先に対する監	議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリ	議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリ
策 4. 特定個人情		督体制が明確に	ティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外	ティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外
報ファイルの取扱い		担保される必要	的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体	的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体
の委託 再委託先に		がある。	制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェッ	制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェッ
よる特定個人情報			クリスト」に基づき確認 <u>している。</u>	クリスト」に基づき確認 <u>する。また、委託先は、必要があると認</u>
ファイルの適切な取	42			めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することがで
	12			<u> </u>
な方法				
			的に認めることを定めている。 再委託先におけるセキュリティ体	
			  制については、委託先を通じて千葉市が「外部委託時のチェック	
			  リスト」に基づき確認している。	
	128		  ・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請	
	120			
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報	<ul> <li>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取力アイルの適切な取扱いの確保 具体的</li> </ul>	<ul> <li>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</li> <li>42</li> </ul>	<ul> <li>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの登託 再委託先に対する監護したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリ策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</li> <li>42</li> <li>42</li> <li>42</li> <li>長期的な再委託 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請けておいて委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。</li> <li>・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請けてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。</li> </ul>

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
固定資産	Ⅱ特定個人情報ファ	12	実際には入手す	○個別的な対応に際して入手	○個別的な対応に際して入手
税・都市計	イルの概要 3.特		ることのない	・当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のため	・当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のため
画税	定個人情報の入手・		「社会福祉関係	に、随時入手	に、随時入手
	使用 ③入手の時		情報」が記載さ	【生活保護・社会福祉関係情報】	・減免申請をした納税義務者について、 <u>生活保護関係情報を</u> 情報
	期・頻度	別・頻度 れている。		・減免申請をした納税義務者について、情報連携による照会をす	連携による照会をする必要が生じた場合に、随時入手
				る必要が生じた場合に、随時入手	

## 1 (2) 第8回特定個人情報保護評価部会における意見等(評価書の修正を伴わないもの)

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見等	回答
個人市民稅	Ⅱ 4. 特定個人情報ファ	21	委託によるRPAを他の事務に取り入れていく予定はある	現時点では予定はない。今後については当該委託事務にお
	イルの取扱いの委託 委託		か。	ける効果を見極めた上で判断する。
	事項9			
個人市民税	Ⅲ 4. 特定個人情報ファ	40	特定個人情報ファイルの取扱いについて、再委託先から実	個人情報の漏えい、紛失、毀損その他のリスクが発生する
	イルの取扱いの委託 再委		際に報告を求めた例はあるか。	事態があるとは認められなかったため、再委託先について
	託先による特定個人情報			特に報告を求めたり、実地の調査を実施した例はない。
	ファイルの適切な取扱いの			
	確保 具体的な方法			
個人市民稅	Ⅱ 4. 特定個人情報ファ	16,17	税務システム開発保守サービスの委託事務については、契	実務上、再委託先についても事務委託先と同じ場所で作業
	イルの取扱いの委託 委託		約期間が長期に渡ることから、再委託における監督方法に	を行っており、随時監督と同様の状況にあるため、別途の
固定資産	事項1	13	ついて実地確認する必要があるのではないか。	実地確認を行う必要がない。
税・都市計				
画税				

## 2 (1) 第9回特定個人情報保護評価部会における意見

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民稅	Ⅲ 5. 特定個人情報の提	41	記述の意味が取りにくい。	【誤った相手に提供等するリスク】	【誤った相手に提供等するリスク】
	供・移転(委託や情報提供			・納税通知書・個人市民税申告書については、業	・納税通知書・個人市民税申告書については、業
	ネットワークシステムを通			務上、送付前に納税義務者・送付先を2人以上で行	務上、送付前に納税義務者・送付先 <u>の確認</u> を2人以
	じた提供を除く。)リスク			うなど <u>確認を</u> 徹底している。	上で行うなど徹底している。
	3:誤った情報を提供・移			・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知につ	・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知につ
	転してしまうリスク、誤っ			いては、業務上、送付先市町村を2人以上で行うな	いては、業務上、送付先市町村 <u>の確認</u> を2人以上で
	た相手に提供・移転してし			ど <u>確認を</u> 徹底している。	行うなど徹底している。
	まうリスク リスクに対す			・庁内での移転先は事前協議済みの部署に限って	・庁内での移転先は事前協議済みの部署に限って
	る措置の内容			いる。	いる。
個人市民稅	Ⅲ 3. 特定個人情報の使	38	異動退職に伴う管理者による	【税務システムにおける措置】	【税務システムにおける措置】
	用 リスク2:権限のない		アクセス権限の取扱い及び管	・管理者は、システムを利用する必要がある職員	・管理者は、システムを利用する必要がある職員
	者(元職員、アクセス権限		理について、より明確な記載	に対して個人ごとにユーザIDを発行し、その職員	に対して個人ごとにユーザIDを発行し、その職員
	のない職員等)によって不		にすべきである。	が当該事務において必要とする範囲に限ってシス	が当該事務において必要とする範囲に限ってシス
	正に使用されるリスク ア			テムに対するアクセス権限を設定するほか、各事	テムに対するアクセス権限を設定するほか、各事
	クセス権限の発効・失効の			務に必要となるアクセス権限の管理表を作成し、	務に必要となるアクセス権限の管理表を作成し、
	管理 具体的な管理方法			保管する。	保管する。
固定資産		40		・セキュリティ責任者は、職員の異動退職情報を	・セキュリティ責任者は、職員の異動退職情報を
税・都市計				確認し、アクセス権限を有する職員が異動退職す	確認し、アクセス権限を有する職員が異動退職す
画税				るときは、当該IDを失効させるため、管理者にそ	<u> </u>
				の旨依頼 <u>する。</u>	管理者にその旨依頼 <u>し、依頼を受けた管理者は速</u>
				・管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管	<u>やかに当該 I Dを失効させる。</u>
				理表を作成する。	・管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管
					理表を作成する。

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	Ⅲ 3. 特定個人情報の使	38	異動退職に伴う管理者による	【税務システムにおける措置】	【税務システムにおける措置】
	用 リスク2:権限のない		アクセス権限の取扱い及び管	・システム利用管理者 <u>が定期的に</u> ユーザ I Dやア	・職員の異動退職に伴うアクセス権限の発効・失
	者(元職員、アクセス権限		理について、より明確な記載	クセス権限を再確認し、 <u>職員の異動/退職により</u>	<u>効処理のほか、</u> システム利用管理者 <u>は少なくとも</u>
	のない職員等)によって不		にすべきである。	業務上アクセスが不要となったものについては変	<u>月1回程度、</u> ユーザ I Dやアクセス権限を再確認
固定資産	正に使用されるリスク ア	40		更・削除を行い、残存を防止する。	し、業務上アクセスが不要となったものについて
税・都市計	クセス権限の管理 具体的				は変更・削除を行い、残存を防止する。
画税	な管理方法				
個人市民税	Ⅲ 4. 特定個人情報ファ	39	個人情報の管理に関する報告	【その他の委託契約】	【その他の委託契約】
	イルの取扱いの委託 委託		書を確認している者を具体的	・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び	・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び
	先による特定個人情報の不		に記載すべきである。	個人情報の管理に関する報告書を提出させ確認し	個人情報の管理に関する報告書を提出させ <u>、シス</u>
	正入手・不正な使用に関す			ている。	<u>テム利用管理者が</u> 確認している。
固定資産	るリスク~再委託に関する	41			
税・都市計	リスク 情報保護管理体制の				
画税	確認				
△====	<b>乗っ、牡ウ畑(桂却</b> の)	425	<b>→</b> 57.0\01.0.1		
介護保険	Ⅲ 2. 特定個人情報の入	125	書留の追跡可能な期間は100	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体と	
	手(情報提供ネットワーク		日間と限られているが、発	の間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情	の間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情
	システムを通じた入手を除		送・到達を確実に検証できる	報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段	報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段
	く。)リスク4:入手の際		体制になっているか。	で地方公共団体に郵送することにより、安全を確	で地方公共団体に郵送することにより、安全を確
	に特定個人情報が漏えい・			保している。	保している。
	紛失するリスク リスクに				また、事務所管課においても、月1回程度、サー
	対する措置の内容				ビス検索・電子申請機能にアクセスして申請履歴
					<u>と到達文書とを突合し漏れがないことを確認する</u>
					ものとする。

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	Ⅲ 4. 特定個人情報ファ	39	事務の委託は原則入札である	選定時においては、以下の事項を入札参加資格と	選定時においては、以下の事項を入札参加資格と
	イルの取扱いの委託 (委		ことから、受託事業者が情報	している。	している。
	託先による特定個人情報の		セキュリティ対策を実際にど	・情報セキュリティマネジメントシステムの認証	・情報セキュリティマネジメントシステムの認証
	不正入手・不正な使用に関		れだけ行っているか把握しき	(ISO27001)を取得していること、又は	(ISO27001)を取得していること、又は
	するリスク〜再委託に関す		ることは困難である。契約書	これと同等の情報セキュリティマネジメントシス	これと同等の情報セキュリティマネジメントシス
	るリスク 情報保護管理体制		や提出した文書の記載どおり	テムを有すること	テムを有すること
	の確認)		に情報セキュリティ対策が運	・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれ	・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれ
固定資産		41	用され、安全が担保されてい	かを取得していること	かを取得していること
税・都市計			るか、委託先の管理の視点に	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責
画税			ついてより明確な記載が必要	任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせる	任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせる
			であると考える。	こととするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止	こととするほか、目的外の利用禁止、複写の禁
				等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書によ	止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対す
				り、契約締結している。	る報告の求め又は実地の検査等の個人情報取扱特
					記事項を明記した契約書により、契約締結してい
					る。

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
介護保険	Ⅲ 4. 特定個人情報ファ	127	事務の委託は原則入札である	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】
	イルの取扱いの委託 (委		ことから、受託事業者が情報	選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。	選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。
	託先による特定個人情報の		セキュリティ対策を実際にど	・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27	・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27
				001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリ	001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリ
	不正入手・不正な使用に関		れだけ行っているか把握しき		ティマネジメントシステムを有すること
	するリスク〜再委託に関す		ることは困難である。契約書		・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得して
	るリスク 情報保護管理体制		や提出した文書の記載どおり	いること	いること
	の確認)		に情報セキュリティ対策が運		・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置さ
			用され、安全が担保されてい		せ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の
			るか、委託先の管理の視点に		利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者
					に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者
			ついてより明確な記載が必要		に    を   を   に    を   を   で    を   を   を   を   を   を   を   を   を
			であると考える。		関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。
				め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させ	
				ることとしている。	め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させ
				『千葉県国民健康保険団体連合会への委託】	ることとしている。
				・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさ	【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】
				  せることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個	・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさ
				人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、	せることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止 <u>、発注者</u>
				その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情	が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の
				報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交	<u>検査</u> など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を
				わす。	行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を
				【日本郵便への委託】	定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した
				・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱い	文書を取り交わす。
				については、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなら	【日本郵便への委託】
				ないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者	・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱い
				への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、	については、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなら
				複写の禁止、適正な管理等としている。また、本特記事故項に	ないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者
				違反していると認めた場合には、契約の解除及び損害賠償の請	
				求をすることをできることを規定している。	複写の禁止、適正な管理 <u>、発注者が必要と認めるときの契約業</u>
					者に対する報告の求め又は実地の検査等としている。また、本
					特記事故項に違反していると認めた場合には、契約の解除及び
					損害賠償の請求をすることをできることを規定している。

## 2 (2) 第9回特定個人情報保護評価部会における意見等(評価書の修正を伴わないもの)

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見等	回答
個人市民税	I 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム12・システム13	9		実施機関の執務室内に各システムの端末を設置しているが、他システムとのデータのやり取りは媒体によって行っており、オンライン接続はしていないという意味である。
	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		_	「Ⅲ 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」(36ページ)に記載している。
介護保険			われている。特定個人情報保護評価指針では、システムに関する事項は「重要な変更」には当たらないとしている	特定個人情報保護評価の再実施については、任意に行うことを妨げるものではない(同指針第6の2(1))ため、変更の内容によっては、事務の所管課と協議の上、再実施を行うことも考えていく。